

議案第 20 号

橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例を改正する条例

橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例(平成26年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
橋本市教育・保育給付認定及び保育の利用に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定</u> 及び <u>児童福祉法</u> (昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第7条 この条例に定めるものほか、 <u>教育・保育給付認定</u> の申請手続その他の <u>教育・保育給付認定</u> 及び <u>保育の利用</u> に関し必要な事項は、規則で定める。	橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する <u>支給認定</u> 及び <u>児童福祉法</u> (昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に關し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第7条 この条例に定めるものほか、 <u>支給認定</u> の申請手続その他の <u>支給認定</u> 及び <u>保育の利用</u> に關し必要な事項は、規則で定める。
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 (橋本市立保育所条例の一部改正) 第2条 橋本市立保育所条例(平成18年橋本市条例第134号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。 (入所児童) 第3条 保育園に入所できる者は、橋本市教育・保育給付認定及び保育の利用に關	改正前 (入所児童) 第3条 保育園に入所できる者は、橋本市支給認定及び保育の利用に關

利用に関する条例(平成26年橋本市条例第59号)第4条の規定により保育を必要とする子どもと認められた児童とする。

2 略